

令和8年度寒河江市さくらんぼ産地育成支援事業（作業負担軽減事業）費補助金

さくらんぼを栽培している市内在住の農業者が、さくらんぼ作業用の下記の機械を購入する場合、予算の範囲内で補助金を交付します。

対象者区分	対象経費	補助率	採択件数
20a以上のさくらんぼを栽培する農業者で、 <u>果樹用高所作業機</u> を導入しようとする方	高所作業機1台の取得費用	税抜価格の3分の1以内または30万円のいずれか低い額以内の額	4件程度
20a以上のさくらんぼを栽培する農業者で、 <u>乗用草刈機</u> を導入しようとする方	乗用草刈機1台の取得費用		10件程度
20a以上のさくらんぼを栽培する農業者で、さくらんぼ <u>選果機</u> を導入しようとする方	選果機1台の取得費用		1件程度
20a以上のさくらんぼを栽培する農業者で、 <u>ロボット草刈機</u> を導入しようとする方	ロボット草刈機1台の取得費用(税抜30万円以上)		4件程度
20a以上のさくらんぼを栽培する農業者で、 <u>電動剪定はさみ</u> を導入しようとする方	電動剪定はさみ1台の取得費用(税抜10万円以上)		5件程度

◇申込方法

✓ お申込みをご希望される方は、農林課農業振興係まで事前にご連絡ください。 電話：0237-85-1769（直通）

◇提出書類

✓ 農林課にお越しの際に ①選考申込書（来庁時記入可）②カタログの写し ③見積書 ④ほ場位置図を持参ください

◇申請期間 令和8年4月24日（金）まで

※交付決定を受ける前に着手された場合には、本補助金の対象となりませんのでご注意ください。